

5月1日から 戸籍住民担当窓口

本人確認を実施します



なりすましなどの不正な事件を未然に防ぎ、個人情報保護を確保するために法律の改正がなされ、5月1日から戸籍住民担当窓口で証明書を請求する際には、本人確認が義務付けとなります。

いままで行っていた住所変更や戸籍の届け出の際の本人確認も法律でルー化され、より厳しい取り扱いになります。

【本人確認が必要となるもの】

- ・ 戸籍謄（抄）本、住民票の写し、印鑑証明書など戸籍住民担当窓口で交付する全ての証明書の交付請求

付請求

- ・ 転入、転出、転居、世帯変更などの住民異動届
- ・ 婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知などの戸籍の届出

【本人確認の方法】

- ① 運転免許証、旅券（パスポート）、写真付きの住民基本台帳カード等国または地方公共団体が発行した書類の提示
- ② 健康保険証や年金手帳等を複数枚組合せた書類の提示

▽問合せ先
市民環境課戸籍住民担当
☎(23)6111番
(内線2120/2122)

NG! 人権擁護

- 障害のある人に対する不当な扱い
- 高齢者への虐待
- 学校での「いじめ」
- インターネットへの悪意の書き込み
- 女性に対する差別
- 外国人への差別

人権擁護委員が、常設相談所または特設相談所において、面談・電話による人権相談に応じています。

根室市の人権擁護委員

細川 泉さん・立花 董さん
前田 純一さん・伊藤 正彦さん
谷内田 典子さん・袴谷 良憲さん

■詳しくは、釧路地方法務局根室支局 ☎(23)4874番まで。

勤労青少年ホーム閉館のお知らせ

市勤労青少年ホームは、3月31日(月)をもって閉館いたしました。これまでご利用いただきありがとうございました。

▽問合せ先 市教育委員会社会教育担当

☎(23)6111番 内線2423

国道44号線交差点(JR根室駅前) 感知式信号機に変更しました

国道44号線と根室駅前の道道根室停車場線の交差点で、図書館方向から国道に交差する市道側の信号機が感知式に変更となりました。

これにより、市道側の信号が車両を感知しないと信号が青色に変わりません。

車両を感知すると信号機が、

- ①「国道」
- ②「JR根室駅方向」
- ③「市道」

の順番に青色に変わります。

市道側の信号が赤色でも、国道を横断する歩行者信号が青色の場合がありますので、歩行者信号が青色だからと交差点内に入ると、赤信号無視になりますので、ご注意ください。

(根室警察署)

